

村上市共同企業体運用基準

平成20年4月1日

告示第11号

平成20年7月1日一部改正

告示第171号

平成24年8月1日一部改正

告示第391号

(趣旨)

第1条 この基準は、村上市建設工事入札参加資格審査規程（平成20年村上市告示第6号。以下「規程」という。）第25条の規定に基づき、共同企業体の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の種類)

第2条 共同企業体の種類は、規程第15条に定める特定共同企業体及び経常共同企業体とする。

(特定共同企業体活用の原則)

第3条 特定共同企業体は、工事の種類と目的を勘案し、単体企業及び経常共同企業体による施工に比べ効果的な施工が確保できると認められる場合に活用することを原則とする。

(対象工事)

第4条 特定共同企業体の発注に付すべき工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げる工事のうち市長が指定するものとする。

- (1) 設計金額がおおむね2億円以上の建設工事
- (2) 研究開発型工事及び実験型工事

2 前項のほか、工事の性格等に照らし、特定共同企業体による効果的かつ円滑な共同施工が確保できると認められる工事を市長が指定する。

3 対象工事の指定及び特定共同企業体構成員（以下「構成員」という。）の資格要件等については、村上市入札契約手続運営委員会（以下「入札委員会」という。）の審査を経て決定する。

(結成方式等)

第5条 特定共同企業体の結成については、業者間による自主結成方式とする。

2 構成員は、当該工事について他の特定共同企業体の構成員になることはできない

い。

3 構成員の数は、2社以上とし、工事ごとに定めるものとする。

(構成員の要件)

第6条 構成員は、次のすべての資格要件を満たしていなければならない。

(1) 発注工事に対応する工事種別の有資格業者(規程第6条第1項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者をいう。)であること。

(2) 発注工事に対応する工事種別の等級が設けられている場合は、最上位等級に格付けされている者の組合せであること、又は構成員のいずれかが最上位等級に他の構成員が第2位等級に格付けされている者の組合せとする。ただし、市長が認めた場合には、この限りではない。

(出資比率)

第7条 構成員の最小出資比率は、次によるものとする。

(1) 構成員が2社の場合 30%

(2) 構成員が3社以上の場合 20%

(代表者)

第8条 代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。ただし、最上位等級の者が2人以上のときは、施行能力、施行実績等を勘案し、構成員間で決定された者とし、等級の異なる者の間においては、上位等級の者であるものとする。

(資格審査の申請)

第9条 資格審査を受けようとする特定共同企業体は、規程に定めるところにより市長に申請しなければならない。

2 申請期間は、市長が指定するものとする。

3 市長は、第1項の申請を受理したときは、資格確認を行い、入札委員会の審査を経て、有資格業者として登録するとともに、その結果を申請者に通知するものとする。有資格業者として認定し難い場合は、その理由を付してその結果を申請者に通知するものとする。

(参加資格の有効期間)

第10条 前条第3項の規定により登録された特定共同企業体の参加資格の有効期間は、同項の通知の日から入札に参加した工事の完了の日までとする。

(経常共同企業体の構成)

第11条 経常共同企業体の構成については、次の要件をすべて満たしていなければ

ばならないものとする。

- (1) 規程第16条第2項に該当するものであること。
- (2) 構成員の登録業種における元請実績（官公庁及び民間における前年度分元請完成工事高をいう。）及び建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号ハに該当する者（以下「国家資格者」という。）の数が次の基準を満たすこと。

工事の種類	基 準	
	元請実績	国家資格者数
土木一式工事	5,000万円	2人
建築一式工事又は電気工事	3,000万円	2人
管、鋼構造物、舗装及び水道施設工事	3,000万円	1人

- (3) 構成員の数は、2社又は3社とすること。ただし、2社以上の大企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に該当する建設業者以外の者をいう。）を構成員にすることはできない。
- (4) 構成員に親会社又は同族関係にある会社を含まないこと。
- (5) 構成員が他の経常共同企業体の構成員となっていないこと。
- (6) 直近2等級までに格付けされた構成員のみで構成されること。
- (7) 出資比率が第7条に掲げる基準を満たしていること。

（資格審査の申請、審査、有効期間、経常共同企業体の解散等）

第12条 資格審査の申請、審査、有効期間等は、規程に定めるところによる。

2 経常共同企業体は、前項に定める期間中（当該期間を経過した日において、請け負った工事で未完成のものがあるときは、当該工事が完成する日までの間）は、市長の承認を得なければ解散することができないものとする。

（共同企業体に対する通知、共同企業体からの脱退に対する承認等）

第13条 共同企業体に対する通知、共同企業体からの脱退に対する承認等は、規程に定めるところによる。

（その他）

第14条 この基準により難しい場合には、入札委員会が決定するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この基準は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の村上市共同企業体運用基準（平成

8年村上市制定)、荒川町共同企業体運用基準(平成7年荒川町告示)、神林村共同企業体運用基準(平成7年神林村施行)、朝日村共同企業体運用基準(平成12年朝日村施行)若しくは山北町共同企業体運用基準(平成6年山北町伺定)又は解散前の岩船地域広域事務組合共同企業体運用基準(平成6年岩船地域広域事務組合同定)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

- 1 この基準は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年8月1日から施行する。